

第 11 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 18 年 3 月 15 日開催）

・議事目録

- 報第 18 号 会長委員幹事異動報告
- 議第 18 号 新居浜都市計画街路事業中変更に関する件
- 議第 19 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定に関する件
- 議第 20 号 新居浜都市計画事業道路新設拡築受益者負担に関する件中改正の件
- 議第 21 号 今治都市計画地域指定に関する件
- 議第 22 号 宇和島都市計画街路決定に関する件
- 議第 23 号 松山都市計画街路中変更に関する件

議第 18 号 昭和 17 年 12 月 22 日内務省媛国第 39 号内務大臣付議新居浜都市計画街路中変更に関する件

昭和 18 年 3 月 15 日提出 都市計画愛媛地方委員会
会長
内務省媛国第 39 号 都市計画愛媛地方委員会
新居浜都市計画街路中左の通り変更せむとす。
右都市計画法第 3 条の規定によりその会の審議に付す。
昭和 17 年 12 月 22 日 臨時内務大臣事務管理 内閣総理大臣

第三中 2 等大路第 1 類第 1 号線及び 1 等小路第 12 号線を左の通改む。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

2,1,1、大江橋新居浜停車場線、鶴目、泉川町字十郎、（金子）、18

但し起点より延長約 40 メートルの区間の幅員は之を 11 メートルとし、終点附近において地積約 4,520 平方メートルの広場を設く。

1,小,12、駅前城下橋線、泉川町字十郎、庄内、8

但し起点より延長約 70 メートルの区間の幅員は之を 11 メートルとす。

別紙図面表示の通り

理由書

近時新居浜駅の貨客の取り扱い著しく輻輳を極め一般交通又繁劇を加えつつある現状に鑑み駅前広場の整備を図ると共に 1 等小路第 12 号線の位置並びに幅員の一部を変更せむとするものなり。

議第 19 号 昭和 17 年 12 月 22 日内務省媛国第 38 号内務大臣付議

新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定に関する件

昭和 18 年 3 月 15 日提出 都市計画愛媛地方委員会
会長
内務省媛国第 38 号 都市計画愛媛地方委員会
新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割左の通り変更せむとす。
右都市計画法第 3 条の規定によりその会の審議に付す。
昭和 17 年 12 月 22 日 臨時内務大臣事務管理 内閣総理大臣

新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割

第一 新居浜都市計画街路中左の路線を都市計画事業とす

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、適要】

2,1,1、大江橋新居浜停車場線、字鶴目、泉川町字十郎、18、延長の一部

但し終点附近に地積約 2400 平方メートルの広場を設く。

別紙図面表示の通り

第二 本事業執行年度割左の通り定む。

昭和 17 年度 約 2 割 9 分

昭和 18 年度 約 7 割 1 分

第三 本事業及び事業の執行年度割些少の変更を必要とする場合は都市計画愛媛地方委員会の議を経て内務大臣限り之を変更することを得。

理由書

2 等大路第 1 類第 1 号線は新居浜駅と新居浜港とを連絡する地方産業の開発上並びに交通上重要な路線にして近時同駅における貨客の取り扱い輻輳を極め一般交通又繁劇を加えつつある現状に鑑み路線の終点附近における駅前広場を整備すると共に街路の築造急施の要あるも差し当たり指定府県道角野新居浜港線に連絡する区間を都市計画事業として決定し之を昭和 17 年度より執行せむとするものにして尚本事業区間中延長約 400 メートルの区間は新居郡泉川町の区域に属するも之を分割執行すれば不便且困難なるを以て新居浜市長をして併せて執行せしめむとするものなり。

議第 20 号 昭和 18 年 3 月 4 日内務省 17 媛国第 42 号内務大臣付議

昭和 17 年 5 月 8 日内務省令第 23 号新居浜都市計画事業道路新設拡築受益者負担に関する件中改正に関する件

昭和 18 年 3 月 15 日提出 都市計画愛媛地方委員長

内務省 17 媛国第 42 号 都市計画愛媛地方委員会

昭和 17 年 5 月 8 日内務省令第 23 号新居浜都市計画事業道路新設拡築受益者負担に関する件中左の通り変更せむとす。

右都市計画法施行例第 10 条の規定によりその会の審議に付す。

昭和 18 年 3 月 4 日 内務大臣

附則に左の通り追加す。

附則

昭和 17 年 5 月 8 日内務省令第 23 号は愛媛県新居郡泉川町に之を適用す。

本令は公布の日より之を施行す。

議第 21 号 昭和 18 年 2 月 25 日内務省 17 媛国第 44 号内務大臣付議今治都市計画地域指定に関する件

昭和 18 年 3 月 15 日提出 都市計画愛媛地方委員長

内務省 17 媛国第 44 号 都市計画愛媛地方委員会

今治都市計画地域別紙図面表示の通り指定せむとす。

右都市計画法第 3 条の規定によりその会の審議に付す。

昭和 18 年 2 月 25 日 内務大臣

理由書

今治市は愛媛県の東部に位し、四国随一の開港場にして古来機業地として知られ、綿織物工場、染色工場その他各種工場濫設し、市街地の統制上遺憾の点あるを以て、茲に都市計画地域を指定し、以て本市の合理的発展を期せんとす。

即ち、工業地域は、現存工場の分布状態並びに土地利用上より、主として蒼社川、浅川の沿岸を中心とする地域を選び、尚将来建設の工場も本地域一帯に誘致する方針の下に之を指定することとし、又商業地域は、所謂城下町として古くより商店街を為し、現在も都心部として発展しつつある片原町以西及び吹揚公園の南部並びに今治駅付近一帯の地を選び、更に主要道路については路線的商業地域を指定せんとす。又住居地域は、土地高燥閑雅にして、住居に適する地又は農耕地として利用せらるる地域を選びて之を指定し、以て工場の濫設を防止すると共に快適なる住居地たらしめむとす。尚大谷墓地付近一帯又は高地の一部は土地利用の現状より之を未指定となさむとす。

而して、以上指定せむとする各種地域の面積に比較すれば左の如し。

地域	利用面積（ヘクタール）	利用面積に対する百分比
工業地域	605	33
商業地域	63	4
住居地域	1130	61
未指定地	30	2
計	1828	100

議第 22 号 昭和 18 年 3 月 1 日内務省 17 媛国第 43 号内務大臣付議宇和島都市計画街路決定に関する件

昭和 18 年 3 月 15 日提出 都市計画愛媛地方委員会会長

内務省 17 媛国第 43 号 都市計画愛媛地方委員会

宇和島都市計画街路左の通決定せむとす。

右都市計画法第 3 条の規定によりその会の審議に付す

昭和 18 年 3 月 1 日 内務大臣

宇和島都市計画街路

第1 街路の等級及び幅員は左の標準による。

- 1 広路 幅員 44 米以上
- 2 1 等大路は左の 3 類とす
 - 第 1 類 幅員 36 米以上
 - 第 2 類 幅員 29 米以上
 - 第 3 類 幅員 22 米以上
- 3 2 等大路は左の 3 類とす
 - 第 1 類 幅員 18 米以上
 - 第 2 類 幅員 15 米以上
 - 第 3 類 幅員 11 米以上
- 4 1 等小路 幅員 7 米以上
 - 2 等小路 幅員 4 米以上

第2 前項に定むるものを除くの外街路の築造に関しては大正8年12月内務省令第25号街路構造令の定むる所による

第3 都市計画街路左の如し

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(メートル)】

2,2,1、宇和島停車場宇和島港線、鶴島町 朝日町、(恵美須町、栄町)、15

但し宇和島駅前に地積約7,400平方メートルの広場を設け、同広場に東接して幅員9メートル延長約300メートルの連絡道を設く。

2,3,1、新内港北宇和島停車場線、朝日町、伊吹町、(和霊町)、11

但し2等大路第3類第2号線との交差点付近に地積約200平方メートルの広場を設く。

2,3,2、内港大浦線、横新町、大浦、(須賀通、住吉町)、11

2,3,3、御濱元結掛線、丸の内、元結掛、(御殿町、佐伯町)、11

但し2等大路第3類第6号線との交差点より終点に至る区間の幅員は之を8メートルとす

2,3,4、宇和島来村線、枅形町、来村大字川内、(明倫町、新田町)、11

2,3,5、新内港裡町線、朝日町、横新町、(湊町)、11

2,3,6、和霊町循環九島橋線、鶴島町、明倫町、(裡町、広小路通)、11

2,3,7、追手門明倫町線、丸の内、明倫町、(御殿町)、11

但し2等大路第3類第3号線との交差点より終点に至る区間の幅員は之を8メートルとす

2,3,8、堀端九島橋線、丸の内、明倫町、(枅形町)、11

1,小,1、新内港須賀川線、朝日町、住吉町、8

1,小,2、宇和島泉線、和霊町、伊吹町、8

1,小,3、丸の内丸穂線、丸の内、丸穂、(本町)、8

但し起点より2等大路第3類第6号線との交差点に至る区間の幅員は之を11メートルとす

1,小,4、城南神田川原線、丸の内、神田川原、(広小路通)、8

1,小,5、明倫町線、明倫町、新田町、8

1,小,6、大石町樺崎線、大榎通、住吉町、(恵美須町)、8

但し2等大路第3類第6号線との交差点付近において地積約440平方メートルの広場を設け、2等大路第3類第1号線との交差点より終点に至る区間の幅員は之を8メートル乃至9.5メートルとす

1,小,7、鋸町古城線、裡町、新田町、(大石町、妙典寺町)、8

別紙図面表示の通

第4 本計画の些少の変更を必要とする場合は、都市計画愛媛地方委員会の議を経て内務大臣限りを変更することを得

理由書

宇和島市は、愛媛県の南部に於ける海陸交通上の要衝にして、殊に目下施工中の国有鉄道完成の暁には交通上は勿論産業開発上益々重要性を加ふるに至るべきを以て、都市的諸施設の計画を確立するは最も緊急を要するものとす。依…て茲に2等大路第2類第1号線を主要幹線とする16路線を都市計画街路として決定し、以て各種施設の根幹たらしむると共に、都市の発展に備えむとするものなり。

議第23号 昭和18年3月4日内務省媛国第3号内務大臣付議松山都市計画街路中変更に関する件

昭和18年3月15日提出 都市計画愛媛地方委員会会長

内務省媛国第3号 都市計画愛媛地方委員会

松山都市計画街路中左の通変更せむとす。

右都市計画法第3条の規定によりその会の審議に付す

昭和18年3月4日 内務大臣

第3中2等大路第2類第1号線、2等大路第3類第19号線及び1等小路大14号線を別紙図面表示の通改め、2等大路第1類第1号線、2等大路第2類第5号線及び2等大路第2類第6号線を左の通改む

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（メートル）】

2,1,1、中央循環線、一番町、一番町、（南堀端町、西堀端町、本町4丁目、中一万町、鮎屋町）、20
但し2等大路第2類第6号線との交点付近に於いて地積約1,500平方メートルの広場を設く。

2,2,5、御寶町道後線、南持田町、道後湯之町大字道後、（湯渡町）、15

2,2,6、御寶町松末線、鮎屋町、松末町、（新立橋）、15

別紙図面表示の通

理由書

国道24号の改良に伴い之に該当する2等大路第2類第6号線の一部を変更すると共に該路線と2等大路第1類第1号線との交点付近に地積約1,500平方メートルの広場を設け、更に之に伴い、2等大路第2類第5号線外3路線の起点の位置を変更し、以て交通の整備を計らむとするものなり。

第 12 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 19 年 3 月 22 日開催）

・議事目録

- 報第 20 号 常務委員指名に関する件
- 議第 24 号 新居浜都市計画墓地事業及び同街路事業中廃止の件
- 議第 25 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割中変更の件
- 議第 26 号 常務委員会委任事項中改正の件

議第 24 号 昭和 19 年 3 月 8 日内務省媛国第 4 号内務大臣付議 新居浜都市計画墓地事業及び同街路事業中廃止の件

昭和 19 年 3 月 22 日提出 都市計画愛媛地方委員長

内務省媛国第 4 号 都市計画愛媛地方委員会

新居浜都市計画墓地事業及び同街路事業中廃止の件左の通り決定せむとす。

右都市計画法第 3 条の規定によりその会の審議に付す。

昭和 19 年 3 月 8 日 内務大臣

- 一 昭和 17 年 5 月 8 日内務省告示第 313 号新居浜都市計画墓地事業は之を廃止す。
- 一 昭和 17 年 5 月 8 日内務省告示第 314 号新居浜都市計画街路事業中左の路線は之を廃止す。

街路番号

等級類別番号	街路名称	起点	終点	(主なる経過地)	幅員 (米)
--------	------	----	----	----------	--------

2, 1, 1	大江橋新居浜停車場線、	字鶴目、	金子、	18	
---------	-------------	------	-----	----	--

理由書

新居浜都市計画墓地事業は既存墓地整理のため又 2 等大路第 1 類第 1 号線の一部は市庁舎新設に伴う諸官街との連絡のため何れも昭和 17 年都市計画事業として決定したるものなるも時局の進展に伴い労力の不足、資材の入手困難に至りたると且前者は災害に因り一部利用不能の状態となり又後者は現況のままある程度の利用を期し得るを以て之を廃止せむものとするものなり。

議第 25 号 左記の件内務大臣の委任により都市計画愛媛地方委員会に付議す。

昭和 19 年 3 月 22 日提出 愛媛県知事

記

- 一 都市計画街路事業及びその執行年度割中変更の件

第二 本事業の執行年度割左の通定む

自昭和 17 年度至同 18 年度 約 4 割 8 分

昭和 19 年度 約 5 割 2 分

理由書

本事業は昭和 17 年之が決定を見 2 カ年継続事業として実施中なるも時局の影響による資材労力の不足のため既定年度内に完成至難となりたるを以てその事業年度を 1 カ年延長し之が完成を期せむとするものなり。

議第 26 号 昭和 3 年 9 月 27 日決定常務委員会委任事項中第三項を左の通り改正す。

昭和 19 年 3 月 22 日提出

都市計画愛媛地方委員会長

常務委員会委任事項

三 都市計画事業の執行年度割の変更

第 13 回愛媛都市計画地方審議会

第 13 回は報告 2 件のみ、議案はなし。

第 14 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 21 年 6 月 24 日開催）

・出席者

会長	愛媛県知事
委員	鉄道監
同	内務技官
同	運輸技官
同	松山市長
同	松山市議会議員
同	今治市長代理助役
同	今治市会議長
同	宇和島市長
同	宇和島市会議長
同	松山経済専門学校長
同	地方技官
同	従四位勲四等
番外幹事	地方事務官
同 同	松山市理事
同 同	今治市
同 同	宇和島市技師
	愛媛県地方委員会技師

・議事目録

- 報第 23 号 会長委員幹事異動報告
- 議第 27 号 松山復興都市計画街路決定の件
- 議第 28 号 今治復興都市計画街路決定の件
- 議第 29 号 宇和島復興都市計画街路決定の件
- 議第 30 号 松山復興都市計画土地区画整理決定の件
- 議第 31 号 今治復興都市計画土地区画整理決定の件
- 議第 32 号 宇和島復興都市計画土地区画整理決定の件

議題 27 号 昭和 21 年 5 月 3 日戦復媛第 289 号内閣総理大臣付議松山復興都市計画街路決定の件

昭和 21 年 6 月 21 日提出 都市計画愛媛地方委員会長

戦復媛第 289 号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定に依って左の通り松山復興都市計画街路を其の会議の審議に付する。

昭和 21 年 5 月 3 日 内閣総理大臣 男爵

松山市復興都市計画街路

第一 街路の等級及び幅員は左の標準による。

- 1 広路 幅員 44 米以上

- 2 1等大路は左の3類とす
 - 第1類 幅員 36 米以上
 - 第2類 幅員 29 米以上
 - 第3類 幅員 22 米以上
- 3 2等大路は左の3類とす
 - 第1類 幅員 18 米以上
 - 第2類 幅員 15 米以上
 - 第3類 幅員 11 米以上
- 4 1等小路 幅員 8 米以上

第二 前項に定むるものを除くの外街路の築造に関しては大正8年12月内務省令第25号街路構造令の定むる所による

第三 都市計画街路左の如し

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)】

- 1,1,1、花園町線、南堀端町、湊町5丁目、(花園町、出渕町1丁目、新玉町1丁目)、40
但し終点附近に地積約12,600平方メートルの広場を設く
- 1,1,2、大手町通線、大手町2丁目、西堀端町、(大手町)、36.
但し起点附近に地積約12,800平方メートルの広場を設く
- 1,2,1、中央循環線、県庁前、県庁前、(南堀端町、西堀端町、通町、勝山町、鮎屋町)、30
- 1,2,2、御寶町堤防線、鮎屋町、永木町、(御寶町、唐人町1丁目、北八坂町、南八坂町)、30
- 1,2,3、東一万道後線、東一万町、道後、(南町、今市)、30.
- 1,2,4、本町朝美線、本町2丁目、朝美町、(宮田町、萱町、魚町、松前町)、30
但し、1等大路第2類第5号線との交差点より終点に至る区間の幅員は之を12メートルとす
- 1,2,5、松山駅前堀江線、松山駅前、堀江町、(宮西町、六軒屋町、東長戸)、30
但し、2等大路第3類第10号線との交差点より、2等大路第2類第7号線との交差点に至る区間の幅員は之を15メートルとし、同線より終点に至る区間の幅員は之を12メートルとす
- 1,2,6、西堀端和泉線、南堀端町、和泉、(湊町6丁目、北藤原、小栗町、出渕町、新玉町)、30
但し2等大路第3類第19号線との交差点より終点に至る区間の幅員は之を12メートルとす
- 2,1,1、持田本村線、南持田町、本村、(持田町、昭和町、東一万町)、20
但し2等大路第2類第6号線との交差点より終点に至る区間の幅員は之を12メートルとす
- 2,1,2、松山駅竹原線、大手町2丁目、竹原町、(南江戸町)、20
- 2,1,3、榎町線、榎町、榎町、(榎町)、20
- 2,1,4、中の川北通線、築山町、末広町2丁目、(河原町、湊町1,2,3,4丁目)、20
- 2,2,1、裁判所前南柳井町線、一番町、南柳井町、(二番町、三番町、千舟町、湊町3丁目、相生町)、15
但し2等大路第2類第18号線との交差点より終点に至る区間の幅員は之を12メートルとす
- 2,2,2、三番町線、築山町、南江戸町、(唐人町1,2丁目、三番町、花園町2丁目、萱町1丁目)、15
- 2,2,3、千舟町高岡線、湊町1丁目、北斎院町、(南八坂町、千舟町、八代町、南江戸町、榎町、末広町2丁目)、15
但し起点より2等大路第1類第2号線との交差点に至る区間の幅員は之を20メートルとす
- 2,2,4、御寶町松末線、鮎屋町、松末町、(南持田町、築山町、小坂町、新立町)、15
但し起点より2等大路第3類第22号線との交差点に至る区間の幅員は之を20メートルとす

- 2,2,5、持田公園前線、南持田町、道後岩崎町、(南持田町、持田町、湯渡町)、15
- 2,2,6、道後三津浜港線、湯之町、三津浜町、(道後、木屋町、久万、古三津、北味酒町)、15
 但し、2等大路第1類第1号線との交差点より1等大路第2類第5号線との交差点に至る区間の幅員は之を20メートルとし、2等大路第2類第11号線との交差点より終点に至る区間の幅員は之を36メートルとす
- 2,2,7、和気堀江線、和気勝岡 堀江町、(和気町)、15
- 2,2,8、大山寺坂浪線、大山寺町、和気勝岡、(大山寺町)、15
 但し2等大路第2類第7号線との交会点より終点に至る区間の幅員は之を8メートルとす
- 2,2,9、三津浜遍路橋線、中須賀町、内宮町、(大山寺町、和気町、松ヶ本町)、15
 但し2等大路第3類第11号線との交差点より終点に至る区間の幅員は之を8メートルとす
- 2,2,10、三津浜港垣生線、三津浜町、西垣生町、(大可賀、南吉田、北吉田町、西垣生町)、15
 但し2等大路第2類第12号線との交会点より終点に至る区間の幅員は之を12メートルとす
- 2,2,11、古三津出合橋線、古三津、出合、(山西町、余戸、高岡、北齊院町、南齊院町)、15
- 2,2,12、土居田南吉田線、土居田、南吉田、(生石町、針田町、富久)、15
- 2,3,1、一番町東雲町線、一番町、大街道3丁目、(大街道3丁目)、12
- 2,3,2、鮎屋町護国神社前線、鮎屋町、樋又、(南歩行町、中歩行町、喜興町、西一万町)、12
- 2,3,3、天神橋本町線、祝谷、本町9丁目、(北味酒町、御幸町)、12
- 2,3,4、千秋寺前線、杉谷町、北味酒町、(北味酒町、水口町、鉄砲町)、12
- 2,3,5、清水町線、佃町、御幸町、(清水町、新町1丁目、鉄砲町)、12
- 2,3,6、堀ノ内山越線、堀ノ内町、山越町、(傘屋町、新町、高砂町、常盤町、御幸町)、12
- 2,3,7、清水町松山港線、清水町、大可賀町、(三津口町、衣山町、山西町)、12
 但し1等小路第5号線との交会点より終点に至る区間の幅員は之を15メートルとす
- 2,3,8、本町平田線、本町3丁目、平田町、(本町、山越町、谷町)、12
 但し起点より2等大路第3類第3号線との交会点に至る区間の幅員は之を30メートルとす
- 2,3,9、本町宝塔寺線、本町1丁目、朝美町、(宮西町、魚町、松前町、萱町、北味酒町)、12
 但し1等大路第2類第5号線との交差点より終点に至る区間の幅員は之を8メートルとす
- 2,3,10、松山港鴨川線、三津栄町、谷町、(住吉町、中須賀町、船ヶ谷、東長戸町)、12
 但し起点より2等大路第2類第9号線との交会点に至る区間の幅員は之を15メートルとす
- 2,3,11、土居田和気線、土居田町、和気、(朝美町、衣山町、長戸町、久万、和気)、12
 但し2等大路第2類第9号線との交差点より終点に至る区間の幅員は之を15メートルとす
- 2,3,12、北藤原出合橋線、北藤原町、余戸、(土橋町)、12
- 2,3,13、小栗鷹場線、小栗町、萱町9丁目、(大手町、南宮古町)、12
- 2,3,14、末広町線、湊町5丁目、室町、末広町、12
 但し起点より2等大路第3類第18号線との交差点に至る区間の幅員は之を20メートルとし、2等大路第3類第19号線との交差点より終点に至る区間の幅員は之を8メートルとす
- 2,3,15、二番町線、榎町、栄町、(二番町、北京町1丁目)、12
- 2,3,16、一番町立花町線、一番町、南立花町3丁目、(大街道2,3丁目、河原町、南立花町1,2丁目)、12
 但し起点より2等大路第2類第3号線との交差点に至る区間の幅員は之を15メートルとし、同点より2等大路第3類第19号線との交差点に至る区間の幅員は之を20メートルとす

- 2,3,17、鮎屋町中村橋線、鮎屋町、北立花町、(唐人町1丁目、湊町1丁目、御宝町、南京町、永木町)、12
 2,3,18、中之川南線、湊町1丁目、竹原町、(久保町、北藤原、河原町、北立花町、土橋町)、12
 2,3,19、新立橋竹原線、新立町1丁目、竹原町、(永木町、南柳井町、室町、藤原町、小栗町)、12
 2,3,20、南立花東野線、南立花町2丁目、正円寺町、(枝松町、中村町、小坂町、東本町、桑原町)、12
 2,3,21、湯渡畑寺線、湯渡町、畑寺町、(桑原町)、12

但し起点より2等大路第3類第22号線との交差点に至る区間の幅員は之を15メートルとす

2,3,22、新立橋石手線、新立町1丁目、石手、(湯渡町)、12

2,3,23、道後公園循環線、御出町、岩崎町、(上市町)、12

1,小,1、築山本村線、新立町2丁目、祝谷、(持田町、南町、湯之町)、8

1,小,2、道後石手線、湯之町、石手、(道後湯之町)、8

1,小,3、中一万山田線、中一万町、山田、(樋又)、8

但し起点より2等大路第2類第6号線との交差点に至る区間の幅員は之を30メートルとし、
 同点より2等大路第3類第3号線との交差点に至る区間の幅員は之を12メートルとす

1,小,4、古三津高浜港線、古三津、高浜、(松の木町、中須賀町、新浜町、石風呂)、8

但し起点より2等大路第2類第9号線との交差点に至る区間の幅員は之を15メートルとす

1,小,5、三本柳三津浜駅線、山西町、住吉町、(古三津町)、8

1,小,6、松山駅前針田線、宮田町、針田町、(南江戸町、北斎院町、南斎院町)、8

但し起点より2等大路第3類第11号線との交差点に至る区間の幅員は之を12メートルとす

1,小,7、室町和泉線、室町、和泉、8

1,小,8、石手畑寺線、石手、畑寺町、(東野、正円寺町)、8

第四、既定都市計画街路は之を廃止す

理由書

過般の戦災を蒙りたる松山市における都市計画街路の現状を見るに、概ね幅員狭小配置乱雑なるを以て、之を現代都市の欲求に適應するが為には、全般的に幅員を拡張すると共に一部改廃するの要があるので、此際既定の都市計画街路を一応廃し、今回本案の通り新に復興都市計画街路として決定し、以て本市将来の健全な都市建設に備ふるものである。

議題 28 号 昭和 21 年 5 月 3 日戦復援第 289 号内閣総理大臣付議今治復興都市計画街路決定の件

昭和 21 年 6 月 21 日提出 都市計画愛媛地方委員会長

戦復援第 289 号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定に依って左の通り今治復興都市計画街路を其の会議の審議に付する。

昭和 21 年 5 月 3 日 内閣総理大臣 男爵

今治市復興都市計画街路

第一 街路の等級及び幅員は左の標準による。

- | | | |
|---|----------------|-----------|
| 1 | 広路 | 幅員 44 米以上 |
| 2 | 1 等大路は左の 3 類とす | |
| | 第 1 類 | 幅員 36 米以上 |
| | 第 2 類 | 幅員 29 米以上 |

第3類 幅員 22 米以上

3 2等大路は左の3類とす

第1類 幅員 18 米以上

第2類 幅員 15 米以上

第3類 幅員 11 米以上

4 1等小路 幅員 8 米以上

第二 前項に定めるものを除くの外街路の築造に関しては大正8年12月内務省令第25号街路構造令の定める所による

第三 都市計画街路左の如し

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)】

1,1,1、広小路線、大字日吉、片原町、(本町)、36

但し起点付近に於いて地積約12,000平方メートルの駅前広場を設け、2等大路第1類第4号線との交会点付近に於いて地積約2,900平方メートルの広場を設く

1,3,1、駅裏大通線、大字日吉、大字日吉、25

2,1,1、今治近見線、大字今治村、大字大浜、(大字大新田)、18

但し起点より2等大路第2類第3号線との交差点に至る区間の幅員は之を25メートルとす

2,1,2、内港大通線、中浜町、大字蔵敷、(大字今治村)、18

2,1,3、内港濱の窪線、大字蔵敷、大字鳥生、18

2,1,4、今治立花線、大字今治村、大字鳥生、(大字蔵敷)、18

但し起点より2等大路第3類第13号線との交会点に至る区間の幅員は之を25メートルとす

2,1,5、今治駅天保山線、大字日吉、大字蔵敷、20

2,1,6、別宮漁師町線、大字別宮、大字今治村、(大字北新町)、18

2,2,1、本町近見線、大字本町、大字大浜、(大字大新田)、15

2,2,2、宮脇片山線、大字別宮、日高村大字馬越、(大字日吉)、15

但し起点より1等大路第3類第1号線との交会点に至る区間の幅員は之を18メートルとす

2,2,3、今治駅北浜町線、大字日吉、大字今治村、(大字別宮)、15

2,2,4、大坪通辻堂線、大字蔵敷、大字辻堂、(大字鳥生)、15

2,2,5、第5前線、大字蔵敷、大字日吉、15

2,3,1、広小路大新田線、大字今治村、大字大新田、(大字別宮)、12

2,3,2、一番町線、大字今治村、大字今治村、12

2,3,3、広小路新町線、本町、新町、12

2,3,4、常盤町線、大字今治村、新町、12

2,3,5、弥生通線、大字今治村、大字今治村、12

2,3,6、泉川通線、大字蔵敷、大字日吉、12

但し2等大路第2類第5号線との交差点より終点に至る区間の幅員は之を8メートルとす

2,3,7、黄金通蒼社川線、大字今治村、大字蔵敷、12

2,3,8、今治日高線、大字今治村、日高村大字高橋、(大字日吉)、12

但し起点より1等大路第3類第1号線との交会点に至る区間の幅員は之を25メートル、同点より2等大路第3類第17号線との交会点に至る区間の幅員は之を18メートルとす

2,3,9、今治駅裏口泰山寺線、大字日吉、日高村大字小泉、(日高村大字馬越)、12

但し起点付近に於いて地積約 3,000 平方メートルの駅前広場を設け、起点より 1 等大路第 3 類第 1 号線との交差点に至る区間の幅員は之を 25 メートル、同点より 2 等大路第 2 類第 5 号線との交差点に至る区間の幅員は之を 15 メートルとす

2,3,10、竹屋町線、大字別宮、大字今治村、12

2,3,11、高地線、大字別宮、大字日吉、12

2,3,12、内港天保山線、大字蔵敷、大字蔵敷、12

2,3,13、蒼社橋天保山線、大字蔵敷、大字蔵敷、12

2,3,14、蒼社橋横田線、大字鳥生、大字辻堂、12

2,3,15、大坪通土居宮線、大字蔵敷、大字蔵敷、12

2,3,16、榎町線、大字日吉、大字蔵敷、12

2,3,17、丸田郷線、日高村大字丸田、大字郷、12

2,3,18、丸田馬越線、日高村大字丸田、日高村大字馬越、12

(1), 1、広小路漁師町線、中浜町、大字今治村、8

(1), 2、蒼社橋日高線、大字蔵敷、日高村大字高橋、(日高村大字小泉)、8

但し起点より 2 等大路第 3 類第 17 号線との交差点に至る区間の幅員は之を 12 メートルとす
別紙図面表示の通り

第四、既定都市計画街路は之を廃止す

理由書

過般の戦災を蒙りたる今治市における都市計画街路の現状を見るに、概ね幅員狭小配置乱雑なるを以て、之を現代都市の欲求に適應するが為には、全般的に幅員を拡張すると共に一部改廃するの要があるので、此際既定の都市計画街路を一応廃し、今回本案の通り新に復興都市計画街路として決定し、以て本市将来の健全な都市建設に備ふるものである。

議題 29 号 昭和 21 年 5 月 3 日戦復援第 289 号内閣総理大臣付議宇和島復興都市計画街路決定の件

昭和 21 年 6 月 21 日提出 都市計画愛媛地方委員長

戦復援第 289 号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定に依って左の通り宇和島復興都市計画街路を其の会議の審議に付する

昭和 21 年 5 月 3 日 内閣総理大臣 男爵

宇和島市復興都市計画街路

第一 街路の等級及び幅員は左の標準による。

1 広路 幅員 44 米以上

2 1 等大路は左の 3 類とす

第 1 類 幅員 36 米以上

第 2 類 幅員 29 米以上

第 3 類 幅員 22 米以上

3 2 等大路は左の 3 類とす

第 1 類 幅員 18 米以上

第2類 幅員 15 米以上

第3類 幅員 11 米以上

4 1等小路 幅員 8 米以上

第二 前項に定めるものを除くの外街路の築造に関しては大正8年12月内務省令第25号街路構造令の定める所による

第三 都市計画街路左の如し

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)】

1,3,1、丸の内丸穂線、丸の内、丸穂、(本町)、25

但し1等小路第14号線との交差点より終点に至る区間の幅員は之を8メートルとす

2,1,1、丸の内北宇和島停車場線、丸の内、伊吹町、(船大工町、和霊町)、20

但し2等大路第3類第13号線との交会点より終点に至る区間の幅員は之を15メートルとす

2,1,2、丸の内来村線、丸の内、来村大字川内、(広小路、元結掛)、20

但し1等小路第13号線との交差点より終点に至る区間の幅員は之を15メートルとす

2,1,3、栄町佐伯町線、栄町、佐伯町、(丸の内)、20

2,2,1、宇和島停車場宇和島港線 鶴島町、朝日町、(恵美須町、栄町)、15

但し起点より2等大路第1類第1号線との交差点に至る区間の幅員は之を36メートルとし、
起点附近に地積約12,500平方メートルの広場を設く

2,2,2、鶴島町港町線、鶴島町、港町、(朝日町)、15

2,3,1、鶴島町和霊町線、鶴島町、和霊町、(和霊町)、12

2,3,2、宇和島停車場前和霊町西通線、鶴島町、和霊町西通、(和霊町)、12

但し2等大路第1類第1号線との交差点より終点に至る区間の幅員は之を8メートルとす

2,3,3、袋町樺先線、袋町3丁目、住吉町、(船大工町、朝日町)、12.

2,3,4、朝日町大浦線、朝日町、大浦、(須賀通、住吉町)、12

2,3,5、朝日町築地線、朝日町、築地、(朝日町)、12

2,3,6、丸の内九島橋線、丸の内、明倫町、(明倫町)、12

2,3,7、明倫町新田町線、明倫町、新田町、(明倫町)、12

2,3,8、袋町大超寺奥線、袋町1丁目、大超寺奥、(大榎通、笹町)、12

2,3,9、宇和島停車場追手通線、鶴島町、追手通、(向新町、裡町)、12

2,3,10、御殿町九島橋線、御殿町、保手、(明倫町)、12

但し2等大路第3類第6号線との交会点より終点に至る区間の幅員は之を8メートルとす

2,3,11、本町明倫町線、本町、明倫町、(追手通丸の内)、12

但し起点より2等大路第3類第8号線との交差点に至る区間の幅員は之を8メートルとす

2,3,12、竜光院前新内港線、竜光院前、湊町、(横新町)、12

2,3,13、宇和島泉線、和霊町、伊吹町、(伊吹町)、12

1,小,1、丸の内丸穂線、丸の内、丸穂、(本町、裡町)、8

1,小,3、和霊町東通線、和霊町南通、和霊町北通、(和霊町東通)、8

1,小,4、新内港須賀川線、朝日町、住吉町、(朝日町)、8

1,小,5、柘形町元結掛線、柘形町、元結掛、(明倫町、新田町)、8

1,小,6、丸の内御徒町線、丸の内、御徒町、(富沢町)、8

1,小,7、丸の内御通橋線、丸の内、御徒町、(富沢町)、8

1,小,8、丸の内妙典寺前線、丸の内、妙典寺前、(広小路、神田川原)、8

但し起点より1等小路第13号線との交差点に至る区間の幅員は之を12メートルとす

1,小,9、丸の内笹町線、丸の内、笹町、(堀端通、加古町)、8

1,小,10、丸の内新川線、丸の内、丸穂、(袋町、本町、裡町)、8

1,小,11、須賀川南堤防線、和霊町北通、住吉町、(須賀通、朝日町、住吉町)、8

1,小,12、元結掛来村線、元結掛、新田町、(新田町)、8

1,小,13、樽屋町九島橋線、樽屋町、明倫町、(大工町、笹町、富沢町、御徒町)、8

但し2等大路第1類第2号線との交差点より終点に至る区間の幅員は之を12メートルとす

1,小,14、宇和島停車場樽屋町線、鶴屋町、樽屋町、(竜光院前、丸穂)、8

第四、既定都市計画街路は之を廃止す

理由書

過般の戦災を蒙りたる宇和島市における都市計画街路の現状を見るに、概ね幅員狭小配置乱雑なるを以って、之を現代都市の欲求に適應するが為には、全般的に幅員を拡張すると共に一部改廃するの要があるので、此際既定の都市計画街路を一応廃し、今回本案の通り新に復興都市計画街路として決定し、以て本市将来の健全な都市建設に備ふるものである。

議第30号 松山復興都市計画土地区画整理決定の件

昭和21年5月25日戦復愛第972号内閣総理大臣付議松山復興都市計画土地区画整理決定の件

昭和21年6月21日提出 都市計画愛媛地方委員長

戦復愛第972号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定に依って別紙のように松山復興都市計画土地区画整理を其の会議の審議に付する

昭和21年5月25日 内閣総理大臣

第一、区域及び地積

一、区域

鉄砲町、佃町、水口町、通町、三春町、琢町、矢引町、弓之町、杉谷町、城北練兵場、東一万町、西一万町、中一万町、若宮町、東雲町、勝山町、喜興町、大街道3丁目、北歩行町、中歩行町、南歩行町、鮎屋町、御宝町、此花町、旭町、築山町、玉川町1丁目、玉川町2丁目、栄町、北京町1丁目、南京町1丁目、北京町2丁目、北京町3丁目、南京町2丁目、大街道2丁目、唐人町1丁目、唐人町2丁目、北八坂町、南八坂町、湊町1丁目、永木町、唐人町3丁目、北戎子町、南戎子町、湊町2丁目、大街道1丁目、河原町、北立花町、一番町、二番町、三番町、千船町、湊町3丁目、湊町4丁目、北柳井町、豊坂町1丁目、豊坂町2丁目、相生町、榎町、末広町2丁目、末広町1丁目、春日町、南堀端町、出淵町1丁目、西町、花園町2丁目、花園町1丁目、湊町5丁目、久保町、新玉町1丁目、新玉町2丁目、弁天町、永代町、湊町6丁目、北藤原町、真砂町、藤原町、土橋町、萱町1丁目、出淵町2丁目、萱町2丁目、大手町1丁目、大手町2丁目、西堀端町、松前町1丁目、萱町3丁目、江戸町、南味酒町、魚町1丁目、松前町2丁目、萱町4丁目、紙屋町、南宮古町、北宮古町、萱町5丁目、松前町3丁目、魚町2丁目、本町1丁目、本町2丁目、魚町3丁目、松前町4丁目、萱町6丁目、平和通、宮西町、萱町7丁目、松前町5丁目、魚町4丁目、本町3丁目、本町4丁目、魚町5丁目、萱町8丁目、三津口町、本町5丁目、本町6丁目、木

屋町 8 丁目、木屋町 7 丁目、木屋町 6 丁目、木屋町 5 丁目、府中町 4 丁目、木屋町 4 丁目、木屋町 3 丁目、府中町 3 丁目、府中町 2 丁目、木屋町 2 丁目、木屋町 1 丁目、府中町 1 丁目、鍛冶屋町、傘屋町、新町 1 丁目、新町 2 丁目、高砂町 1 丁目、高砂町 2 丁目、常盤町、清水町 1 丁目、清水町 2 丁目の全部、御幸町、山越町、北味酒町、樋又町、道後湯之町字今市、昭和町、持田町、北持田町、南持田町、湯渡町、新立町 1 丁目、新立町 2 丁目、南柳井町、泉町、室町、小栗町、竹原町、八代町、幸町、宮田町、朝美町 1 丁目、朝美町 2 丁目、朝美町 3 丁目、六軒屋町、萱町 9 丁目、本町 7 丁目、本町 8 丁目、本町 9 丁目、堀ノ内町の一部

別紙図面表示の通り

二、地積

約 150 万坪

第二、設計方針

- 一、街路は復興都市計画として決定せるものによるの外土地の状況を精査してその配置を定めるものとし、その幅員は特別の事情ある場合を除くその他すべて 6 メートル以上とする。
- 二、公園その他の緑地、国民学校並びにその他の学校官公衛敷地を保留するものとし、土地の状況を精査してその配置を決定するものとする
- 三、割地は特別の事由ある場合を除くその他、住居、商業、工業地域に適応する如く計画するものとする

理由書

過般の戦災に依って灰燼に帰した松山、今治、宇和島各市の復興都市計画実施の基礎となる土地区画整理を実施するために、主要罹災地区及び之と関連する地域を決定して、之も都市計画土地区画整理として決定しようとするものである。

議第 31 号 今治復興都市計画土地区画整理決定の件

昭和 21 年 5 月 25 日戦復愛第 972 号内閣総理大臣付議今治復興都市計画土地区画整理決定の件

昭和 21 年 6 月 21 日提出 都市計画愛媛地方委員長

戦復愛第 972 号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定に依って別紙のように今治復興都市計画土地区画整理を其の会議の審議に付する

昭和 21 年 5 月 25 日 内閣総理大臣

第一、区域及び地積

区域

本町、米屋町、室屋町、新町の全部

片原町、中浜町、風早町、大字蔵敷、大字日吉、大字今治村、大字別宮の一部

(別紙図面表示の通り)

地積 約 110 万坪

第二、設計方針

- 一、街路は都市計画として規定せるものによるの外土地の状況を精査してその配置を定めるものとし、その幅員は特別の事情ある場合を除くその他すべて 6 メートル以上とする
- 二、公園その他の緑地、国民学校敷地、官公衛敷地を保留するものとし、土地の状況を精査してその配置を決定するものとする

三、割地は特別の事情ある場合の外、住宅、商店、工場の建設に適応する様計画するものとす
理由書

過般の戦災に依って灰燼に帰した松山、今治、宇和島各市の復興都市計画実施の基礎となる土地区画整理を実施するために、主要罹災地区及び之と関連する地域を決定して、之も都市計画土地区画整理として決定しようとするものである。

議第 32 号 宇和島復興都市計画土地区画整理決定の件

昭和 21 年 5 月 25 日戦復愛第 972 号内閣総理大臣付議今治復興都市計画土地区画整理決定の件

昭和 21 年 6 月 21 日提出 都市計画愛媛地方委員長

戦復愛第 972 号 都市計画愛媛地方委員会

都市計画法第三条の規定に依って別紙のように宇和島復興都市計画土地区画整理を其の会議の審議に付する

昭和 21 年 5 月 25 日 内閣総理大臣

第一、区域及び地積

区域

朝日町、須賀通、鶴島町、船大工町、栄町、恵美須町、湊町、向新町、竜光院前、横新町、堅新町、袋町、御殿町の全部

藤江、和霊町、丸穂、北町、裡町、本町、追手通、堀端通、広小路、桜町、富沢町、佐伯町、明倫町、枅形町、住吉町、丸の内の一部

(別紙図面表示の通り)

地積 約 55 万坪

第二、設計方針

一、街路は都市計画として決定せるものによるの外土地の状況を精査して、その配置を定むるものとし、その幅員は特別の事情ある場合を除くの外すべて 6 メートル以上とする。

二、公園その他緑地、国民学校敷地、中等学校敷地、その他官公衛敷地を保留するものとし、土地の状況を精査してその配置を決定するものとす

三、割地は、特別の事由ある場合を除くの外、住居、商業、工業地域に適応する如く計画するものとす

理由書

過般の戦災に依って灰燼に帰した松山、今治、宇和島各市の復興都市計画実施の基礎となる土地区画整理を実施するために主要罹災地区及び之と関連する地域を決定して、之も都市計画土地区画整理として決定しようとするものである。

会長：それでは唯今から開会致します。議案はお手許に差し上げてあります松山復興都市計画街路決定の件他 5 件でありまして、先般内閣総理大臣から本委員会に付議されましたので、ご審議をお願い致します。議案の審議に入ります前に議事規則によりまして議事録署名者を指名致したいと思います。委員、委員、御両名をお願い致します。それから、規定によりまして、市長ならびに市会議員の委

員の方々はその市に関係しない議題につきましても審議に関係できないことになっておりますので、その関係のない議案に対しましてはその席で傍聴されたい。それでは議事に入ります。

第 23 号会長委員異動報告朗読を省略しまして御承認を願います。次に、第 27 号議案松山復興都市計画街路決定の件をご審議願います。議案を朗読させます。

(事務官朗読)

では簡単に議案の説明をいたしますが、一寸おことわりいたしたいのは、会長は今から軍政部の方へまいりますので暫時議長を委員に任せることといたします。

幹事：私から此の都市計画全部に付き御説明申し上げます、松山市の罹災面積は約 240 萬坪で、罹災戸数 13,600 戸となっており、今治市は約 180 萬坪の戸数 8,200 戸、宇和島市は 62 萬坪の 7,300 戸となっております。今回 3 市の復興計画を樹立するにあたりましては、中央におきまして全国の大中小都市の戦災復興という大問題を控え、どう復興するかにつき朝野の権威者が研究に研究を重ねた結果、基本要綱が出来た次第であります。本県の 3 市も中央の復興方針に則りまして、復興計画を樹てたのでありますが、この復興計画は各都市のもつ性格、規模、特異性等を活かし、新しい近代都市への復元を急ぎ、斯様に致しました。従って街路も都市計画の規模、構造、自動車交通量、美観の点等によりましてこの案を樹てたのであります。然しながら、此の復興都市計画は、本県の各都市でも多大の労力並びに資材を必要と致すのであります。3 市の復興には、事業費として充分な復興が出来ないでも、差し当たりの復興と致しましても 2 億円近い、1 億 7, 8 千万円の金を要するのであります。この復興計画は現在の事情—資材、労力あるいは食料増産のこと等を睨み合わせ、最悪のもとにおいて、最善を尽す考えであります。なお、主任技師から技術的ご説明を申し上げることとなっております。

幹事：唯今復興計画の根本につきまして、課長からお話がありました、尚街路網についてご説明を申し上げます。先に閣議で決定したものが有りますから、これを読み上げます。

街路網は都市集落の性格、規模並びに土地利用計画に即応し、これを構成するとともに、街路の構想においては将来の自動車交通及び建築の様式、規模に適應せしむることを期し、兼ねて防災、保健及び美観に資すること。主要幹線街路の幅員は中小都市において 36 米以上、大都市においては 50 米以上、その他の幹線街路、中小都市においては 25 米以上、大都市においては 36 米以上、補助幹線街路は 15 米以上とし、止むを得ざる場合と雖も 8 米を下らず、区画街路は 6 米以上とすること。必要の個所には幅員 50 米乃至 100 米の広路又は広場を配置し、利用上防災及び美観の構成を兼ねしむること。地下鉄道、軌道、乗合自動車等の整備を予想せらるる場合においては、街路はこれに即応する系統幅員を有せしむること。街路網に対しては斯様な目標を与えられております。また唯今理由書でも読み上げた通り、以下ご審議をいただく今治、宇和島市と併せ、3 市とも街路網は既設のものを目標として作っていましたが、幅員でも今回閣議で決定したようなわけで、既設のものでは近代都市の街路網に間に合わなかったため、今度全面的に街路網を改め、幅員を替えて基本方針を樹立しました。

松山市は城下町で都市は整然としておりましたが、郊外は整然としていなかった。大体松山は城山を中心に網の目のようになっておりますが、先にご説明になりましたように、大体は新しく土地建物をするにしても、松山は在来持っていた性格がありますので、それを活かす様にと復興院からの御指示もあり、県としても、市としてもそれに添うようにしたいと思っております。

これから線路につきご説明を申し上げます。主要幹線街路の総幅員は高速 4 車線以上を保有せしめ 36m 以上と云うことにし、1 等大路第 1 類として道後から松山駅に至る線は 36m 以上が大手町から西堀端に至る線と 1 等級第 1 類第 2 号で、1 等級第 1 類第 1 号は私鉄の松山市駅と南堀端町を結ぶ線で 40m 以上、これは交通

からの点のみでなく直角で防災の上からも亦都市美観の上からも必要と認めるものであります。城山を中心にいわゆる中央循環線—第1等級第2類第1号線—即ち県庁を起点に県庁に終わると、鮎屋町を起点に永木町に終わる御宝町堤防線が1等大路第2類第2号線、東一万から道後に至る線が1等大路第2類第3号線、県道松山今治線に位する本町朝美線が1等大路第2類第4号、国鉄駅前から北の方堀江に直結するのを1等大路第2類第5号線としました。これは堀江に向かっている交通が将来重要な鑑みてであります。また今回堀江仁方連絡航路線が開通しまして重要さを増しましたが、現在の松山今治線は“七曲”といい、屈曲が多いので是正の要があるかと思っております。またこの線は松山から宇和島に通ずる重要路線でもあります。これらはどれも幅員30米であります。以上読み上げましたのが主要幹線街路となっております。以下、こういう幹線街路を主体に補助幹線や補助線を実施して、松山の街路網は成っているものであります。

次に松山で最も問題となるのは、現在の伊予鉄高浜線が南北を貫通しておりまして、平面交差をすることなのであります。国鉄に至る西堀端からの江戸町で平面交差をし、あそこで交通が阻害されます。先般復興院に参りましての話の際でも何とかならんのかとのこととして、われわれも打開策を考えているのであります。22年度において松山駅を移動するのに対しても補助する意向で、この際現状で立体交差をするか、これを松山駅の方に引込むか、二つの解決策があるのであります。われわれは何とかして打開したいと思っております。幸い今日は四鉄の局長も見えておりますので、国鉄へ私鉄を引き込むことにつき、幸いこの席でご説明を願うといいと思います。これが解決すると松山の都市計画は将来活きていくと思います。甚だ簡単でございますが以上をもちまして説明に替えたいと思います。

議長：御質問はありますか

委員：この図面で見ると、堀江に走る1,2,5号線ですが、之が駅前広場を大きく取る関係上、駅前で少しお城の方へ寄せていただかんといけんとするが左様願えますか。これは今の三津街道の位置になっている。どうも駅前広場が足りないの、お城の方へ寄せていただきたい。些少の変更はできますか。

幹事：局部的の変更は出来ます。

委員：大体今のところ24,5m三津浜街路の1,2,5号の線まで。

幹事：あれは大体先へ寄せると変電所とか工業試験場へ引かかるので、私の方は広場の所で曲げ伸ばしたいと思っております。全面的にやることは難しいので、広場の手前で曲げて戴くようお話し合いで決めたいと思うのであります。それから今の引込みに就いては如何ですか。

委員：局としては駅の南に貨物のホームを作るので、その前を伊予鉄が廻るので、貨物の搬入搬出に支障を来すこととなる。将来のことは知らないが、今のところでは松山駅の乗降人員の1割しか伊予鉄の連絡はない。で、局としては伊予鉄の引込みはしない計画で進みたいと思っております。それから、その費用に対する国庫負担は決まったのですか。

幹事：大体三百万円要ります。

委員：いや、国庫負担だよ。

幹事：負担はそうは出ません。大体二分の一位です。

委員：貨物ホームの前を通るので、貨物の搬入搬出に支障を来すのだ。それと今言った現在の利用が松山駅乗降人員が大体13%位だ。

幹事：それはそうだろうが、私の方は都市美の点及び交通の点から松山駅へ引込むのがいいと思うのです。

委員：貨物ホームに通ずるのを高架にでもせんと、非常に支障を来すと思う。今度駅前広場になると現在の江戸町との間が目と鼻となる位で、あれ位は歩いていっても交通網としては差し支えないと思う。あれを純然たる郊外電車と考えるべきか、一部市内電車の役目も果たしていると思うが。

委員：今の私鉄の問題だが理想としては駅の中へ持ち込む事が連絡上いいが、今の話によると乗換えが1割程度との話だったが、これは将来とも変わらん見込みなのですか。

委員：私としては将来も変わらんとっております。

委員：も一つ貨物のことは松山駅裏を使うと言われたが、どんなになるのですか。

委員：貨物庫を作るので少し膨れるのだ。大体8本ばかり殖えます。

委員：尚これは鉄道の方と詳細打ち合わせ要があろうと思います。

幹事：広場のことについては本日図面を戴き、それについては私の考えと違う点もありますので、いづれ伺って話し合いたいと思っております。それから今の引き込みについてもどう変わるか解りませんが、当局もご考慮を願います。

委員：承知しました。次に費用の点は決まっていますか。

幹事：計上はしてあるが、原則はまだです。

委員：唯今いろいろと聴きましたが伊予鉄高浜線の主要幹線は何としても是正してもらうようにしないと、交通上大きな支障を来たすこととなると思う。将来高浜方面も交通量が頻繁になると思うので、松山の百年の大計の上から平面交差のことは関係方面と協議し打開策を講ぜられたい。大計を立てられたい。それから現在出来ている国道24号線はどの線ですか。この図面にはいっておりますか。

幹事：入っております。国道24号線は2,2,4です。

委員：これは結局焼けているのか。

幹事：焼けているのは石手川の所までで将来の計画となる、別に都市計画とし、復興計画としては除外されています。

委員：それから23号の乙これは別に国道を予定にしている訳ではないか。

幹事：立花を渡ってから向こうはあのままです。

委員：これは2,3,16ですか。11mですか。

幹事：市外は15m、市内は20mになっております。

委員：解りました。

(この時会長議席に還り委員に代わって議長席に着く)

幹事：大体街路網を作る以前、街路網図で決めるとなるので局部的な変更は出来ると思うのです。鉄道局からの図面は今日貰ったので、近くこちらから出向いて詳細決定したいと思います。

委員：どうぞお願い致します。

議長：他にご意見はございませんか。

(異議なしというものあり)

議長：それでは他にご意見がございませんようでしたら読会を省略しまして採決したいと思います。

(異議なし異議なしという)

では採決を致します。原案の通り採決して御異議はございませんか。

(異議なしというもの多し)

では左様決定いたします。次は議案第28号に移ります。

第28号議案今治復興都市計画街路決定の件

委員：朗読の方を省略し幹事に説明さして議事を進めるようにしたいと思います。

議長：唯今の動議に対しましてご異議はございませんか。

(異議なしという)

では左様いたします。幹事より説明をいたします。

幹事：今治市は中四連絡の要衝で本県では最も重要な地であります。従って今治市の街路網を決定する上に最も考えんといけんのは、今治港と駅の連絡でありまして、広小路線というのであり、大字日吉を起点に片原町に終わる線、これが1等大路第1類第1号線で、この路線は交通のみでなく防災、美観の方からも重要で、これを主要幹線にあげ、幅員を36メートルとし、また一方波止浜と今治を結ぶ幹線、これは現在本町を通ったのだが、これを止めて現在の都心部の元市役所の跡へ持ってきて連結する。また一方、今治と壬生川とを結ぶのも重大で、双方とも25メートルとし元市役所跡で結ぶようにしました。それから現在の今治の駅前の通りは、昔から商工業が非常に発達して、殆ど飽和状態を呈しているのです、今度同駅は鉄道局の方で裏駅を考えておられるので、都市計画も裏の方へ相当線を考え25メートルとしました。25メートル線を配置しました。また裏駅と同時に貨物の倉庫を作るとの計画でありますので、私の方も局の意向に沿う線を配置いたしました。以上の点を考え街路網を更改した次第であります。簡単ですが以上をもちまして説明いたします。

議長：何かご質問がありましたらどうぞ。

委員：今治市に臨港線を計画しているので、2,1,5という大きな道路を川の手前で打ち切ってもらいたいと思う。海岸に向かい直角に行っている溝があり、この上でクロスするようになっている。でこの手前で止めていただきたいと思います。

幹事：私の方では天保山の海岸は一部工業地帯にしたい考えで、従って臨港線の手前で打ち切るとせつかくの臨港線が役立たんこととなると思います。

第二に、今治壬生川線が蒼社川の所でも交差するようになりますが、あれは平面交差ですか、立体交差なんですか。

委員：あれは平面交差です。

幹事：これは松山でもいいましたが、支障をきたしませんか。

委員：日に精々2,3回なので、それはないと思います。

幹事：大体工業地帯としたい考えであります。踏み切った向こうにも2,3,12道路を計画している。でないという意味をなさんのです。

委員：川があるので、道路は海岸の方へ出たらいいのではありませんか。

幹事：この計画書を作ったときには、はっきりとした臨港線はなかったようです。

委員：この臨港線はルート的位置ははっきり決めたのですか。

委員：大体決めました。

委員：すると20メートル線及び12メートル線は共に再考の要があるね。12メートル線も20メートル線も両方横断しているので、20メートルをどうか、12メートルをどうかと考えるといけないですね。

委員：そうですね。2,3,12と2,3,15のクロス地点に放送局があったと思うし、紡績会社もあったと思うので、なんとか考え直されたいと思います。先程お話の2,1,4とのクロスは再考を煩わしいと思います。

議長：予算関係はどうか。予算はこれからとったのか。

委員：そうです。

委員：今の指定府県道の交差だが、これは指定府県道は四国の循環線として非常に大事で、できれば立体交差を望む。この辺を御考慮願ひ、なるべく出来れば立体交差にやっていただきたいと、このような考えをもっておりますが。

委員：この前の議案でご説明のあったように、この街路網はルートだけを示しているというので間違いないと思うが、今治の2,1,2は接近しているが、実施に当たっては余裕を取ってやっていただきたいと思う。

幹事：これは斜面に荷揚場を避け、海の方へ出すように計画しているのです。

委員：こうすると非常に荷さばきが悪い。焼けているし、新しく“上屋敷き”を取り、その後ろに街路網を取っていただきたい。

幹事：西の方へ倉庫地帯を持っている。

委員：上屋敷きを取り、その後ろに街路をやるというのがいいと思う。

委員：唯今の委員の御意見に賛成する。実は東京の復興計画でも、元の流儀では運河に沿い、街路をとったのを、運河に沿って街路を切り離した。これも同様だ。でないとな率を非常に阻害されると思う。路線だけを示しているの、実施のときに適当に変更できると思うので、そのような方式のもとにされたらいいと思う。

議長：今治市としては別に意見はありませんか。

委員：別にありません。技術的に判らんので、最もいい方法を取っていただいたらいい、よろしくお願いします。

幹事：尚よく現地を調べ、その点御協議願ったらと思うがいかがですか。

議長：それでいいか。

(結構という)

それから先の平面交差のことはどうか。鉄道としては費用も違うのだから。

委員：出来れば平面交差に願いたい。1日に二、三回しか通らんので。予算はこれから取るんだが。

幹事：それからこれは鉄道局に願いたいんだが、2,3,8と2,2,2あれは省線が交差しているんだが、あの点平面交差で認めていただけませんか。

委員：これは貨物を持って行くので、是非とも立体交差に願いたい。私は考え違いをしていたが、貨物の引き揚げ線に引っ掛かるようだね。

幹事：そうですよ。

委員：この2,3,8の方はどうしても立体交差に願わないと下の方へ線路が大分入るのだ。

幹事：21年度の施行区域になっているので、資材もなく差し当たり平面交差で、将来は考えるようにしたいということでは如何ですか。

委員：これだけは是非とも立体交差に願いたい。

幹事：2,2,8の方はどうですか。

委員：あれは違う。

委員：道路と鉄道とは何処ともある。将来の日本の国力というものも今からは判断できないので、将来日本に国力が出来たら高架交差とし、現在の所は譲って平面交差にするということに御了解を願いたいと思う。

委員：省線との問題が大分あるようだが、必要なところは仕方がないが、数は減ずることができるので、そうした問題は後日に譲り、この場合はこれで決めておいては如何でしょう。どうしても省線との併行線を取り、どうしてもやむを得ん所は立体交差をしないとせんと、どれもこれも立体交差をするというのでは、金のみかかってやれんことだ。

委員：日本の国力は将来の問題で、希望を述べたしだいである。

委員：これで決めておいたらどうですか。

議長：出来るだけ少ない経費で、しかも双方能率のいいように研究してゆくこととして、一応原案に決定してご異議はございませんか。

(異議なしというもの多し)

ではご異議がないようですから原案通り決定いたします。

次に議案第 29 号を附議いたします。幹事をして説明いたさせます。

第 29 号議案宇和島復興都市計画街路決定の件

幹事：宇和島市の街路網の説明をいたします。宇和島市は現在城山を中心としており、城山を中心として五角形になっております。これは全国的にも有名の土地で、五角形のため交通線に支障をきたすことともなるのでありまして、現在宇和島の内港は都心部に入り過ぎているので、2,2,5 号線の交差点の所まで埋める計画のもとに、国鉄駅前から 2,2,1 号線の斜線を入れました。

宇和島南部並びに宇和島と松山に通ずる街路は、市中を避けて通過、交通に便利のようにはしました。今までの県道が市内に入り曲折多く、返って目的地と反対の方に走る傾向にあったので、あこへ斜線を入れた。それから鉄道の方で貨物駅及び乗客専用の計画があるので、2,2,1 号線を 36 メーターにした。次に市役所の所から丸穂という郊外に走っている線があり、これは 25 メーターに決めた。これは将来国鉄が南に延ぶる際に丸穂地内へ乗客専用のものを作るため 25 メーターとしました。若し実現しないでも都心部の商業街に連絡しているので、交通以外に重要なので、あこは 25 メーターに決定しました。大体主要路線は、市役所前の路線と、鉄道の駅と港に向かう線で 36 メーター、それに宇和島松山線と宇和島宿毛線だと考えております。市内で曲がっているのを除くよう、通過交通路線はなるべく市中を通さぬよう斜線を入れ、斯様にしました。大体の説明を終わります。

委員：第一に伺いたいのは都市計画と復興計画の関係で、都市計画となると復興計画の範囲よりもっと広くなるように思います。唯今の所宇和島市としては 55 万坪で、それ以外の土地がこの委員会で決まりますが、都市計画で決まると一応確定すると思います。復興計画として決まると復興計画が可能となると思います。現在都市計画法として決定すると、実質上多少の変更はあるとしても、ルートは変更ない、絶対的に決まるのですか。部長どうですか。

幹事：部長に代わって私からお答えいたします。大体原案に則り、濫りに変更すべきではありませんが、実施上局部的変更は出来てくると思います。そうしたことを一々委員会に諮ってやる訳にはいかないので、変更は全面的に最後にやるべきだと思います。

委員：いったん決まったものを、大きな変更をするような場合は変更が出来るのですか、どうですか。

幹事：理由があれば出来ると思います。

委員：それを承っておき、2,1,3 栄町佐伯町線ですが、これは 20 メーターになっておりますが、唯今ご説明の城山中心の 5 角形の線で斜線が入っております。いい線だが宇和島市としては内港が埋められるか、埋められないかということは将来のもので、確定したものではなく、従って内港を埋めるということを前提にしないと出来ない問題で、この点を含んで計画されたい。

その次は 2,2,1 号線ですが、朝日町宇和島港線—36 メーター—は結構と思うが、この 36 メーター道路に 12,560 平方メートルの広場が出来ることとなっているが、これは道路を入れた面積を云うのですか、別にこれだけ掘るといいますか。道路全部で 12,560 平方メートルになるのですか。

幹事：この点は鉄道当局の方で、これ決定のときには、駅前広場は駅の運営上適當の広場という建前から、大体これくらいという想定のもとにやりました。

委員：すると暗渠塩入場の溝があるが、その溝の側まで入れるのですか、残るのですか。

幹事：大体先程説明した如く実施に当たり考慮する考えです。駅前広場は道路の面積は含まれておりません。

委員：一つ 2,2,2 号線ですが、鶴島町から港町線ですが、御承知の通り臨港線が出来て、相当接近してくる

ので、幅員を狭くして貰えんものでしょうか。この 2,2,2 号線は内港の新線は結構ですが、鶴島町を貫く 36 メーター線とその下に 15 メーター線があり、臨港線と相接して走っていくこととなるので、あれを考えないか。

幹事：復興院の塩沢技師が過般見えた時、15 メーターを臨港線に配し、他に一つやり、貨物が鉄道で利用されると価値がないと思いますが。

委員：結局、袋町の線のところへ参り、斜線が通るようになると、あれから向こうの港町線の利用は殆ど少ないと思います。このことは希望でありまして、施行に当たりご考慮を願えれば幸いと思います。

幹事：先程から説明の如く、宇和島市の内港を埋める前提のもとに決めましたので、これが埋めれんということになりますと、必然的に街路網は変わることになります。これは将来の問題として残し、現在はこれで決め、変更は将来のこととして、決定は原案に願いたい。

委員：先程の話の如く絶対的でないのなら、宇和島市はこれで承認します。

議長：他にご意見はありませんか。ご意見がないようでしたら 29 号議案は原案通り決定したいと思います。ご異議はございませんか。

(異議なし、異議なしという)

では原案通りに決定をいたします。

次に第 30 号議案を審議いたします。幹事より説明をいたします。

第 30 号議案 松山復興都市計画土地区画整理決定の件

幹事：これはごらんの通り松山市の復興計画の最も基本となる区画整理を決定するもので、大体区画整理地域は百五十万坪でありまして、この地域で区画整理を施行するものであります。之が此の委員会で決まりますと、区画整理がやれるわけであります。主として、付近で当然挿入せんといけん所も含んだものであります。

議長：ご意見はありませんか。

委員：駅の復興は町の復興と関係が有りますので、駅を区画整理の中へ入れて貰いたいと思います。

幹事：今までやっている方法は除外しておりましたが。

委員：土地代は出していただかんといけません。

委員：それはそうです。

委員：入れるべきが本当だと思います。

議長：どれくらいの坪数ですか。

委員：大体 36 坪くらいだと思います。

議長：負担はどうですか。

幹事：駅側即ち省側が半分を負担し、後半分が復興院となるのでしょう。

委員：そうです。

幹事：区画整理に入れるということは、今まで除外されていたのですが。

委員：原則として区画整理の中へ入れていただきたいと思う。

議長：この点についてご意見はありませんか。

委員：入れた方がいいと思います。

幹事：広場と裏の方を拡げると云われるが、買収は省の方でやって戴かんといけぬ、それがいいと思う。大体駅は除外されることになっており、入れる場合には承認を受けなくてはならんということになっております。

委員：貨物駅を表から裏に移したために表の土地が不要になる所もあります。

幹事：この点は保留して戴いてはいかがですか。

委員：松山は松山として、宇和島の方は臨港線が表から裏になるので、これは入れて戴かんといけん。で一括してやられたいと思います。

委員：しまい…には市が負担しなくてはならぬようになる。鉄道の方で当然買われるようにするといいたいと思います。

委員：この区画整理は理想的にこうやって戴くと良いが、実施上心配するのは、今迄住んでいた地が3割くらい除き、その上公園や緑地地帯を取ると土地がうんと減り、松山あたりは農耕地を取って街路にしなくてはならぬこととなると思います。理想的になったが、元の住民が帰ることが出来んこととなると思います。今日も本省から見えて、市内に相当の緑地地帯を取れ、又学校も郊外にやらず市内の目貫の地帯につくれと云う。理想としてはいいが、市内で四、五千坪も取ると区画整理もやらんといけぬし、こんな田舎の町で六大都市に似たことをやる必要があるか、どうかと思うのであります。

幹事：計画から云うと、農耕地を宅地化して良いように、この区域内はありますが、現在は食糧問題の喧しい時で直ちには行いませんが。

議長：皆焼けたところか。

委員：先ず7割くらいいるのですかね。

幹事：本省の指導は立体的にとっております。

委員：鉄筋コンクリート式の高いものになるのなら別だが。

議長：住宅なんかは郊外へ郊外へと出て行くように自然になるのではないかね。

委員：私はそれを思って、学校の敷地の如きも郊外へと考えているのに、先に言った本省から来た人の話では、市内の目貫通りをと言われるので。

委員：土地の区画整理は耕地法を信用しているので除外が本当だが、買収を決めるといいと思います。学校の問題ですが、国民学校はどうしても市内に置かんといけんが、中等学校以上は郊外に移すのがいい方法だと思います。それから実測を急ぎ、早く換地をつくってきめてやらんといけぬ。これを決めてやらん行き先がなくて困るので、区画整理の出来るまでにやらんといけぬ。これらのことをよく考慮して適当の時にやるべきだと思います。

理想的計画のことですが、何處とも都市計画は目前のことではなく、所謂永遠の計画で、或る程度までは理想を加えていかんといけぬ。余り現状に重きを置き議論をされると、この復興計画は詰まらんこととなります、市の財政や、また市の将来の大事業もあり、これらを十分考慮に入れてやるべきだと思います。一言私の意見を加えておきます。

委員：中等学校以上は勿論郊外へ置く方針なのですが、国民学校を市内のいい密集地帯に置くことは考えものだと思っている。

委員：もう少し広くとれる所に学校区を置いてやったら如何か。

幹事：学校区は学校中心にやれると思います。それから今度の特別都市計画法は相当の権限が附与されるのですか。

委員：まだ議会で決まらんので大したことは云えないが、大体関東大震災に準じてやった。法律は大したものではないと思うが、省令、勅令、府県令によるものが可成りできると思います。

委員：現在の区画整理が大体焼け跡整理にあり、狭い所は道路だけ拡げ、現在でも小さい宅地があり、これを3割減らすとなると、この中へ今迄居た人を盛り込むことは不可能で、将来別の土地へ入れるべき方法を取るべきだと思っています。現在提出しているのは焼けたところを原案としているので、こ

これは承認して、その中ではみ出すものは改めて研究したい。この中へ全部盛り込むのはおかしい。

委員：おかしいから出来んだろう。小さい官庁の出来た場合、共同建築をとらんといけんと思う。本省でもこれを研究中で、何か統制力のあるものが出来はしないかと思う。ただ省令だけではいけんので、今折角研究中です。

委員：大きい力が出てこないと、なかなか地元市町村ではやりにくい。

委員：そう強力なものが出ると思う。

委員：昨日の新聞で見ると区画整理は地方行政官庁がやるのではありませんか。

委員：尤も組合をつくってやっても差し支えないが、国で先づやると云うのが原則で、県が代行すると云うのが一番やり易い方法ではないかと思っている。現に区画整理全部を県に代行して貰っているところもある状態です。

議長：では、今まで出ましたご意見を施行上充分尊重することと致しまして、一応原案通り決めたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(異議なし、異議なしという)

では原案通り決定します。

では、次に 31 号議案及び 32 号議案は同じような問題なので一括してご審議を願います。幹事より説明をいたします。

第 31 号議案 今治復興都市計画土地区画整理決定の件

第 32 号議案 宇和島復興都市計画土地区画整理決定の件

幹事：今治の罹災面積は 180 万坪ありますが、或いは山間地帯もあり、或いは郊外もありという状態で、駅前中心一帯の地 110 万坪を今回区画整理することとし、本委員会にかけました。

それから宇和島市は 65、6 万坪ありますが、これも城山中心の地一最も被害激甚の所約 55 万坪を今回区画整理地区として決定したいと、斯様に考えております。

委員：この 2,2,1 の本町近見線の両側が区画地区以外になっている。この地域では大体半数の家が焼けているが、唯今土木部長の話では、今回は焼失した後の整理と言われたが、その地内の半数が焼け出し、後に残っているのも極めて寂々…たるもので、あの道沿いの西部は区域に入れて戴きたい。焼けた地域内に寺もあり、他に移転する場合、換地があるとしやすい。尚この線で整理すると本町筋が非常に引き立ってくるので、是非この線を地域内に入れて戴きたい。

委員：研究してみたいと思います。

委員：宇和島は異議ありません。

議長：では今治市の方は唯今委員から希望意見があり、これは研究することといたしまして、第 31 号並びに第 32 号議案は原案通り可決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

(異議なしという)

ご異議がございませんでしたら原案通り決定をいたします。

以上で全部の議案を議了いたしました。この際他に何かご意見はありませんか。別段なにもないようですから本委員会を閉会したいと思います。大変長時間にわたり御苦勞さまでした。では閉会します。

第 15 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 21 年 7 月 31 日開催）

出席者

会長	愛媛県知事
委員	
同	内務技官
同	運輸技官
同	新居浜市長
同	新居浜市議員
同	西條市長
同	西條市議員
同	八幡浜市長
同	八幡浜市議員 3 名
同	地方技官
番外幹事	地方技官
同 同	地方事務官

議事目録

- 報第 24 号 会長委員幹事異動報告
- 議第 33 号 新居浜都市計画街路追加変更並びに廃止の件
- 議第 34 号 新居浜生産再建整備都市計画事業及びその執行年度決定の件
- 議第 35 号 西條都市計画街路決定の件
- 議第 36 号 西條生産都市再建整備都市計画街路事業及びその執行年度決定の件
- 議第 37 号 八幡浜都市計画街路追加変更の件
- 議第 38 号 八幡浜生産都市再建整備都市計画街路事業及びその執行年度決定の件

議第 33 号 昭和 21 年 7 月 19 日国土局媛甲第 45 号内務大臣付議新居浜都市計画街路追加変更並びに廃止の件

昭和 21 年 12 月 23 日提出 都市計画愛媛地方委員会
国土局媛甲第 45 号 都市計画愛媛地方委員会
新居浜都市計画街路追加変更並びに廃止の件左の通り決定いたしたい
右都市計画法第三条の規定により其の会議の審議に付する。
昭和 21 年 7 月 19 日 内務大臣

第三中

- 一 2 等大路第 1 類第 1 号線の次に左の通り 2 等大路第 1 類第 2 号線を加え、2 等大路第 3 類第 8 号線の次に左の通り 2 等大路第 3 類第 9 号線を加え、1 等小路第 15 号線の次に左の通り 1 等小路第 16 号線、第 17 号線、第 18 号線、第 19 号線を加え、2 等小路第 2 号線の次に左の通り 2 等小路第 3 号線、第 4 号線、第 5 号線、第 6 号線、第 7 号線を追加する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

2,1,2、西原東須賀線、字右衛門善兵衛新田、字龍宮本、(字西町、字濱屋敷)、18

但し起点より2等大路第2類第1号線との交差点に至る区間の幅員はこれを15メートルとする。

2,3,9、惣開磯浦線、字塩浜跡、金子、12

但し終点附近において地積約950平方メートルの広場を設く。

1,小,16、東須賀東口新田線、字東須賀、字東口新田、8

1,小,17、西前町龍宮本線、字西前町、龍宮本、(字東須賀)、8

1,小,18、中須賀中央線、字中須賀、字中須賀、8

1,小,19、中須賀東西線、字中須賀、字中須賀、8

2,小,3、西原東線、字西原、字西原、6

2,小,4、西原中央線、字西原、字西原、6

2,小,5、西原西線、字西原、字西原、6

2,小,6、西原南線、字西原、字西原、6

2,小,7、西原北線、字西原、字西原、6

別紙図面表示の通り

- 一 2等大路第1類第1号線、2等大路第2類第1号線、1等小路第7号線を左の通り改め、1等小路第8号線、2等小路第2号線は之を廃止する。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)】

2,1,1、大江橋新居浜停車場線、字浜屋敷、泉川町字十郎、(金子)、18

但し起点より延長220メートルの区間の幅員はこれを15メートルとし、終点泉川町字十郎において地積約4,500平方メートルの広場を設く。

2,2,1、中須賀久保田線、字中須賀、金子、字窪田地、15、

但し字西町より字窪田地に至る区間の幅員はこれを18メートルとす。

1,小,7、金子新田西線、金子、金子、8

別紙図面表示の通り

理由書

建物疎開跡地の整備を終戦による工業都市的性格の修正に基づく港湾改修計画と相まって内港周辺の関係路線たる2等大路第1類第1号線外二線の位置並びに幅員の一部を改め新たに2等大路第1類第2号線外10線を追加し、1等小路8号線外1線を廃止し以てその周辺街路を整備し港湾都市の性格を助長するにある。

議第34号 昭和21年12月6日内務省援国第24号内務大臣付議

新居浜生産再建整備都市計画事業及びその執行年度決定の件

昭和21年12月23日提出 都市計画愛媛地方委員会長

内務省援国第24号 都市計画愛媛地方委員会

新居浜生産再建整備都市計画事業及びその執行年度を次の通り決定いたしたい

右について都市計画法第三条の規定により其の会議の審議に付する。

昭和21年7月19日 内務大臣

新居浜生産都市再建整備都市計画街路事業及びその執行年度

第一 新居浜都市計画街路中左の路線を生産都市再建整備都市計画街路事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

2,1,2、西原東須賀線、字中須賀、字東須賀、18、幅員及び延長の一部

但し字西町甲 1050 番地先より延長 222 メートルの区間の幅員はこれを 12 メートルとし、字西町 958 番地先より 2 等大路第 1 類第 1 号との交差点に至る区間の幅員はこれを 8 メートルとする。

2,2,1、中須賀久保田線、字中須賀、字窪田地、15、延長の一部

但し字西町より終点に至る区間の幅員はこれを 18 メートルとする。

別紙図面表示の通り

第二 本事業は昭和 21 年度において之を執行するものとする。

理由書

本路線は新居浜港に接する重要路線にして本地方の農産物並びに魚類の荷揚輸送分配上不可欠であるばかりでなく硫安の生産上益するところ大なるものがある。よって本年度事業として緊急に実施しようとするものである。

議第 35 号 昭和 21 年 7 月 31 日内務省援国第 26 号内務大臣付議西條都市計画街路決定の件

昭和 21 年 12 月 23 日提出 都市計画愛媛地方委員会長

内務省援国第 26 号 都市計画愛媛地方委員会

西條都市計画街路を次の通り決定いたしたい

右について都市計画法第三条の規定により其の会議の審議に付する。

昭和 21 年 7 月 31 日 内務大臣

西條都市計画街路

第一 街路の等級及び幅員は左の標準による。

1 広路 幅員 44 米以上

2 1 等大路は左の 3 類とす

第 1 類 幅員 36 米以上

第 2 類 幅員 29 米以上

第 3 類 幅員 22 米以上

3 2 等大路は左の 3 類とす

第 1 類 幅員 18 米以上

第 2 類 幅員 15 米以上

第 3 類 幅員 11 米以上

4 1 等小路 幅員 7 米以上

5 2 等小路 幅員 4 米以上

第二 前項に定めるものを除くの外街路の築造に関しては大正 8 年 12 月内務省令第 25 号街路構造令の定める所による

第三 都市計画街路左の如し

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

2,3,1、西條停車場西條港線、本町、明屋敷神拝、(明屋敷神拝)、11

2,3,2、朔日市西條停車場線、朔日市、大町、(大町)、11

理由書

西條市は東予地方の中心都市として古より城下町として発展し阪神九州を結ぶ瀬戸内海航路の中継地として優位の地位にあるばかりでなく従来織物製紙等の工場も多く発達した。然るに本市の街路網は幅員一般に狭隘であって系統も整備を見ず全面的街路網の樹立を急ぐべきであるが疎開跡地で生産増強に係する2路線は特に急施を要するので差し当たり之を都市計画として決定し事業への実施に備えようとするものである。

議第36号 昭和21年12月6日内務省援国第25号内務大臣付議

西條生産都市再建整備都市計画街路事業及びその執行年度決定の件

昭和21年12月23日提出 都市計画愛媛地方委員会

内務省援国第25号 都市計画愛媛地方委員会

西條生産都市再建整備都市計画街路事業及びその執行年度を次の通り決定いたしたい

右について都市計画法第三条の規定により其の会議の審議に付する。

昭和21年12月6日 内務大臣

西條生産都市再建整備都市計画街路事業及びその執行年度

第一 西條都市計画街路中左の路線を生産都市再建整備都市計画街路事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)】

2,3,1、西條停車場西條港線、本町、明屋敷神拝、(明屋敷神拝)、11

別紙図面表示の通り

第二 本事業は昭和21年度において之を執行するものとする。

理由書

本路線は省線西條駅と西條港とを結ぶ唯一の幹線であるが従来その幅員狭隘にして交通上の支障多くその拡張は緊急を要する実情にある。よってこの際事業として決定し生産増強に資せんとするものである。

議第37号 昭和21年8月22日内務省援国第2号内務大臣付議八幡浜都市計画街路追加変更の件

昭和21年12月23日提出 都市計画愛媛地方委員会

内務省援国第2号 都市計画愛媛地方委員会

八幡浜都市計画街路追加変更について左の通り決定いたしたい

右につき都市計画法第三条の規定により其の会議の審議に付する。

昭和21年8月22日 内務大臣

八幡浜都市計画街路

第三中 1等小路第2号線の次に左の1等小路第3号線、1等小路第4号線を加え、2等小路第3号線を左の通り改め、同線の次に左の2等小路第4号線、2等小路第5号線を追加する。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)】

1,小,3、新港通線、字天神通、字新港、(字大黒町)、8

- 1,小,4、新町大黒町線、字新町、字大黒町、(字中ノ町)、8
但し2等大路第3類第3号線との交差点に至る区間の幅員は12メートルとする。
- 2,小,3、本町沖新田循環線、字須崎、字沖新田、(字本町、字川通)、6
但し起点より延長約50メートルの点より2等小路第4号線との交差点に至る区間の幅員はこれを8メートルとし、2等大路第3類第3号線との交差点より延長349メートルの区間の幅員はこれを11メートルとし、終点に至る延長252メートルの区間の幅員はこれを15メートルとする。
- 2,小,4、矢野町田中町線、字矢野町、字矢野町、(字田中町、字須賀町)、6
但し起点より延長113メートルの点より延長約160メートルとする。
- 2,小,5、下浜田線、大字矢野町字広瀬、大字矢野町字広瀬、6
但し起点より延長約40メートルに至る区間の幅員はこれを8メートルとする。

別紙図面表示の通り

理由書

当市は四国の西端に位置する海陸交通の要衝で終戦に伴いその港湾都市の重要性はますます増大の一途をたどり国運の進展に寄与するところ大なるものがある。このような当市の重要性に鑑み従来の都市計画街路の一部を追加変更して陸上交通運輸の便益を図り以てその港湾都市的性格を助長し生産再建と合理的発展に供えんとするにある。

議第38号 昭和21年12月6日内務省援国第27号内務大臣付議

八幡浜生産都市再建整備都市計画事業及びその執行年度の件

昭和21年12月23日提出 都市計画愛媛地方委員会長

内務省援国第2号 都市計画愛媛地方委員会

八幡浜生産都市再建整備都市計画街路事業及びその執行年度を左の通り決定いたしたい
右について都市計画法第三条の規定により其の会議の審議に付する。

昭和21年8月22日 内務大臣

八幡浜生産都市再建整備都市計画街路事業及びその執行年度

第一 八幡浜都市計画街路中左の路線を生産都市再建整備都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)】

1,小,3、新港通線、字天神通、字新港、(字大黒町)、8

別紙図面表示の通り

第二 本事業は昭和21年度において之を執行するものとする。

理由書

本事業は予讃線の開通後は特に四九連絡の港湾都市として飛躍的發展を遂げてきたが市内街路は一般に幅員が狭小であることからこの対策の一環として取りあえず疎開実施した新港と市の中央を結ぶ本路線を事業化し本年度内に之を実施して生産増強に資せんとするものである。